

## 参考資料



## 用語解説

冊子中、※を付した用語の解説をしています。

行	用語	説明
あ	アンテナショップ	企業や自治体などが自社（当該自治体など）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗。
	インセンティブツアー	企業が従業員やその代理店等の表彰や研修などの目的で実施する旅行のこと。企業報奨・研修旅行とも呼ばれる。
	SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）	社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。代表的なものとして、Facebook(フェイスブック)、mixi(ミクシィ)などがある。
か	観光入込客統計	平成21年12月に策定された「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき都道府県が調査を実施し、「観光入込客数」「観光消費額単価」「観光消費額」を集計したもの。
	観光関係団体	観光に係る活動を行う観光協会、商工会議所、商工会、各種業界団体等。
	観光づくり (条例第2条:定義)	名所・旧跡等を巡るこれまでの観光はもとより、地域の特性及び魅力をいかし、体験型観光など多様な形態の観光を創出する取組をいう。観光づくりは、観光産業の振興にとどまらず、地域経済の持続的な発展、雇用機会の増大、愛県心の醸成等につながるものであるという認識の下に推進されなければならない。
	交流人口	交流人口とは、その地域を訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人、定住人口（又は居住者・居住人口）に対する概念である。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなど、特に内容を問わないのが一般的である。
さ	サイクルトレイン	自転車を鉄道車両内に、解体せずに持ち込むことができるサービス。
	産業ツーリズム	歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。
	上海ビジネスサポートセンター	県内で海外取引支援を行っている財団法人埼玉県産業振興公社内の埼玉国際ビジネスサポートセンターと連携し、国内外で一体となった中国ビジネス支援を実施することを目的として、平成22年11月に中国上海市にオープン。貿易・投資相談、現地情報の提供、展示会出展支援、商談設定・アテンドなどを行っている。

行	用語	説明
た	鉄ぐるっ!埼玉	埼玉県と社団法人埼玉県物産観光協会が、鉄道会社との共同観光誘客事業として、首都圏に伸びる鉄道網を活用した観光誘客キャンペーンのこと。このキャンペーンでは、首都圏の鉄道駅に観光リーフレットを設置したり、県内外からの誘客促進及び観光客の県内周遊の向上を目的に、鉄道会社と一体となった観光PRを行っている。
	トラベルマート	旅行会社、旅行関連出版社等を対象にした観光に関する商談会。
な	農業の6次産業化	農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的に関わり、農業経営に新たな付加価値を取り込むこと。1次×2次×3次＝6次産業。
は	B級グルメ	贅沢でなく、安価で日常的に食され、味も楽しめる庶民的な飲食物。
	フィルムコミッション	映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関。地方公共団体（都道府県・市町村）や観光協会の一部署が事務局を担当していることが多い。
	VISIT JAPAN トラベルマート	訪日ツアーの造成と訪日外国人旅行の拡大を図るために、海外の訪日旅行取扱旅行会社の責任者等を招請し、国内観光関係企業との間で、商談や情報収集を効率的かつ効果的に実施する大規模商談会。
	ホスピタリティ	心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待。または、歓待の精神。
ま	MICE	企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（IncentiveTravel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
	緑のトラスト保全地	さいたま緑のトラスト基金により取得し、保全する緑地。
や	ゆる玉応援団	埼玉の魅力的な観光・物産等を広くPRするため、埼玉県の自治体、観光協会、商工会議所、商工会等のキャラクターが集まる応援団。知事が任命する。団長はコバトン。
ら	ラムサール条約	1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。
わ	Wi-Fi	無線LAN（無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステム）の一種であり、業界団体のWECA（現：Wi-Fi Alliance）が名付けたブランド名。

## 策定の経緯

### ◆埼玉県観光づくり基本計画検討委員会における検討経過

年月日	内 容
平成24年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県の観光の現状等について</li> <li>(仮称)埼玉県観光づくり基本計画について</li> </ul>
平成24年 7月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)埼玉県観光づくり基本計画(案)の検討</li> </ul>
平成24年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)埼玉県観光づくり基本計画(案)の検討</li> </ul>

### ◆県議会への報告

年月日	内 容
平成24年10月9日	産業労働企業委員会への行政報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)埼玉県観光づくり基本計画の骨子(案)について</li> </ul>
平成24年12月3日	埼玉県観光づくり推進条例第16条第3項に基づき、議会に報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>愛称「おもてなし日本一の埼玉県観光づくり基本計画」</li> </ul>

### ◆県民コメントの実施

埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、ファクシミリ、電子メール等により意見・提言を募集した。

実施期間 平成24年9月20日(木)～平成24年10月22日(月)

意見・提言数 24名から61件

## 埼玉県観光づくり基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	所属・職	出身区分
1	◎安島 博幸	立教大学観光学部教授	学識経験者
2	羽生 冬佳	立教大学観光学部准教授	学識経験者
3	松永 功	埼玉県商工会議所連合会 会頭	経済団体
4	大久保 義海	埼玉県商工会連合会 会長	経済団体
5	○山崎 嘉正	埼玉県物産観光協会 会長	観光関連団体
6	市川 友英	日本旅行業協会埼玉県地区委員会 会長	旅行業界
7	浅子 和世	全国旅行業協会埼玉県支部 支部長 埼玉県旅行業協会 会長	旅行業界
8	山口 賢一	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長	宿泊業者
9	関根 正昌	埼玉新聞社 クロスメディア局長	マスコミ
10	畑野 祐一	NHKさいたま放送局長	マスコミ
11	青木 秀也	テレビ埼玉 報道制作局長	マスコミ
12	長谷川 保宏	国際観光振興機構 海外マーケティング部次長	政府系機関
13	平尾 英樹	埼玉県県民生活部国際課 埼玉・アジアプロジェクト コーディネーター	—

◎委員長 ○委員長代理

# 埼玉県観光づくり推進条例(全文)

平成24年3月27日

条例第19号

埼玉県は、秩父の山々や武蔵野の面影を残す雑木林に代表されるあふれんばかりの緑、利根川や荒川などの河川が県土に占める面積の割合が全国一という豊かな水の流れ、さいたま新都心のビル群と見沼田んぼや三富新田という都市と田園の両方の魅力、放射状に伸びる新幹線と縦横に貫く高速道路などの充実した交通網、盆栽や植木、鋳物、人形などの伝統産業から最先端の技術を誇る工業まで多種のものづくりなど、多彩な特性に恵まれています。

さらに、勇壮な屋台囃子の秩父夜祭、県名発祥の地であるさきたま古墳群、蔵づくりの街並みが残る川越などの歴史や文化、ご当地の味覚、盛んなスポーツなど、新旧さまざまな魅力にあふれています。

少子高齢化や人口減少が進み、社会全体の活力が低下している今、私たちは、こうした特性や魅力を十分にいかして、名所、旧跡などを巡るこれまでの観光はもとより、来訪者との心の触れ合う交流や、体験型観光をはじめとする新しい観光など、多様な形態の観光をつくることにより、明るく、元気で、住んでよかった、訪れてよかったと思える埼玉県にしていく必要があります。

そこで、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が一体となって観光づくりを進めるため、この条例を制定します。

## (目的)

第一条 この条例は、本県の観光づくりについての基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光づくりに関し必要な事項を定めることにより、県民生活の向上及び県民が誇れる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光づくり 名所、旧跡等を巡るこれまでの観光はもとより、地域の特性及び魅力をいかし、体験型観光、グリーンツーリズム(緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。)その他の多様な形態の観光を創出する取組をいう。
- 二 観光事業者 観光に関係する事業を営む者をいう。
- 三 観光関係団体 観光事業者及び行政機関で構成する団体その他の観光に関係する活動を行う団体をいう。

## (基本理念)

第三条 観光づくりは、観光産業の振興にとどまらず、地域経済の持続的な発展、雇用機会の増大、豊かな生活環境の創造等による活力に満ちた地域社会の実現並びに自然、歴史、文化その他の地域の特性及び魅力の再確認による県民の愛県心の醸成につながるものであるという認識の下に推進されなければならない。

## (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光事業者及び観光関係団体への支援並びに市町村、観光事業者及び観光関係団体相互の連携促進を図る責務を有する。

2 県は、観光づくりにおける市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が観光づくりに関する施策を積極的に講ずることができるよう必要な支援を行うものとする。

## (県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、来訪者をおもてなしの心で温かく迎えるとともに、自然、歴史、文化その他の地域の特性及び魅力を守り、育みながら後世に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、地域における観光づくりに協力するよう努めるものとする。

## (観光事業者等の役割)

第六条 観光事業者は、基本理念にのっとり、来訪者に快適なサービス及び環境を提供するよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、県民、市町村、観光事業者及び他の観光関係団体と連携を図りながら観光づくりに資する活動を行うよう努めるものとする。

3 観光事業者及び観光関係団体は、県が実施する観光づくりに協力するよう努めるものとする。  
(県民のおもてなしの心の醸成)

第七条 県は、県民が来訪者をおもてなしの心で温かく迎えることができるよう、情報及び学習機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光づくりに寄与する人材の育成)

第八条 県は、観光づくりに対する意欲及び知識を有する者並びに観光づくりについての指導者の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(特産品の開発及び販売の促進)

第九条 県は、地域の特性及び魅力をいかした特産品の開発及び販売を促進するため、観光事業者等による特産品の開発及び販路開拓に当たっての助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光情報の発信)

第十条 県は、様々な機会及び媒体を通じて、国内及び国外に向けた積極的な観光情報の発信を行うものとする。

(広域的な観光づくりの推進)

第十一条 県は、近隣都県との緊密な連携による広域的な観光づくりを推進するものとする。

(国外からの来訪促進)

第十二条 県は、国外からの来訪を促進するため、受入体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(来訪者の安心、安全かつ快適な環境の整備)

第十三条 県は、すべての来訪者が安心して、安全かつ快適に観光ができる環境の整備を推進するものとする。

(観光地における良好な景観及び環境の保全等)

第十四条 県は、県内の観光地における良好な景観及び環境の保全及び形成を図るため、県民、市町村、観光事業者及び観光関係団体(第十六条第二項において「県民等」という。)が行う良好な景観及び環境の保全及び形成に関する活動並びに美化活動に関する取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光づくりのための基盤整備)

第十五条 県は、観光づくりのための基盤整備を図るため、観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(基本計画)

第十六条 知事は、観光づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光づくりに関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 知事は、毎年、基本計画に定められた観光づくりに関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備等)

第十七条 県は、観光づくりに関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。